

# いじめ防止基本方針

## 1. 基本理念

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であり、児童の健全な成長を脅かす重大な事案であるという共通認識のもとに全職員が協力し、「いじめを絶対にしない」・「いじめを許さない」・「いじめを見過ごさない」児童の育成を図るため、いじめ防止基本方針を定め、これを組織的・計画的に推進する。

## 2. いじめの定義

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

## 3. 校内組織

いじめの防止及びいじめ事案発生時への対応のため、「麻生津小学校いじめ防止対策委員会」を設置し、年間計画にそっていじめ防止のための取り組みの企画立案を行う他、事案発生時には組織的対応の中心となり、いじめの未然防止及びいじめの早期解決に向けた取り組みを行う。

麻生津小学校いじめ防止対策委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭(保健主事)・(教育相談員)によって構成する。(事案発生時は該当児童学年担任も加わる。)

## 4. いじめ防止対策委員会の活動

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 定例委員会 | 各学期ごとに最低1回開催する<br>・いじめ防止のための取り組みの計画・立案<br>・児童の状況分析及び対応の検討<br>・保護者への啓発・外部組織との連携についての検討                  |
| (2) 臨時委員会 | いじめ事案発生時(必要に応じ開催)<br>・いじめ事案に係る情報収集及び分析<br>・緊急対応(24時間以内)の決定と取り組み<br>・二次的対応(1週間以内)の計画と方針確認<br>・取り組み状況の把握 |

## 5. 基本方針

### (1) 早期発見・早期対応

- ・いじめのサインを見逃さない児童観察や学級経営のための職員研修の充実
- ・いじめに関する定期的なアンケートや調査をもとにした実態把握
- ・いじめ事案の発生時には、すぐに「いじめ防止対策委員会」を開き、対応を決定し迅速に対応する。

### (2) 組織的な対応

- ・指導方針を共通理解し、情報を共有しながら組織的に対応する。

### (3) 互いを尊重し合い、助け合う望ましい人間関係づくり

- ・望ましい人間関係を育てるための集団活動を積極的に取り入れるとともに、児童同士、児童と職員の信頼関係の構築に努める。

### (4) 自己肯定感・自尊感情の育成

- ・「わかる授業」のための授業改善を積極的に行い、学力向上を通して自己肯定感を育てる。
- ・「褒めること」「認めること」を的確に積極的に行う。
- ・児童の頑張りや努力を正しく評価し、保護者に伝える。

### (5) 道徳教育の充実

- ・指導時間の確保と充実を図る。
- ・教材研究や教材開発を積極的に行う。

### (6) 人権教育の充実

- ・「命の大切さ」を理解させる取り組みを充実させる。
- ・自他の生命を尊重できる児童を育成するため、児童の心に響く教材を選び活用する。
- ・文学教材を効果的に活用する。

### (7) 児童理解の深化

- ・表面的な観察によって判断せず、児童の行動の背景にあるものを深く探り、指導に生かす。

### (8) 保護者との連携

- ・日常的な連絡やコミュニケーションを大切にする。
- ・「よいこと」「成長したこと」「うれしいこと」を積極的に伝える。
- ・ふだんから「開かれた学校」づくりを行い、情報発信を行う。

### (9) 外部組織との連携

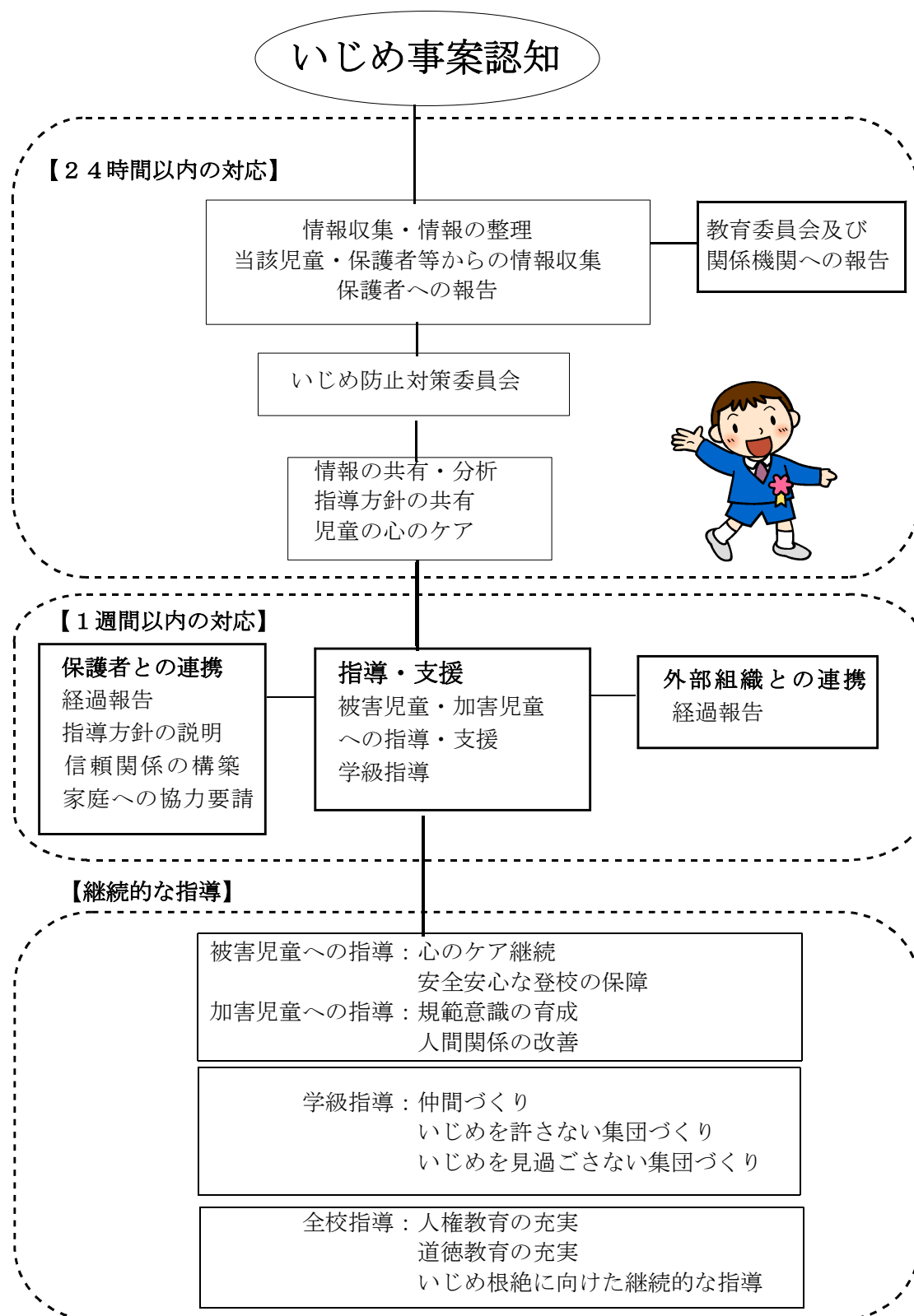
- ・青少年センター・警察等の外部組織との連携を密にしながら、取り組みを進める。

### (10) 報告・連絡体制の確立

- ・重大ないじめ事案の発生時には、教育委員会へ速やかに報告し、学校の対応について指導や指示を仰ぐ。

## 6. いじめ事案発生時の対応マニュアル

[紀の川市「いじめ対応マニュアル」に基づいた対応を迅速に行う。]



[令和2年4月 一部改訂]